

川教財発第281号  
令和3年8月2日

学童保育室利用児童の保護者 各位

川越市教育委員会教育財務課長

緊急事態宣言にかかる学童保育室の対応について（通知）

このことについて、日頃より新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組んでいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発令され、埼玉県で令和3年8月2日（月）から8月31日（火）まで緊急事態措置を実施することとなりました。厚生労働省からは、放課後児童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所との方針が示されております。

市立学童保育室につきましては、これまでどおり、「新しい生活様式」に基づき感染症対策を徹底しながら、開室いたします。

なお、緊急事態宣言期間中の登室自粛要請、登室自粛にかかる学童保育料の減免、各種届出の提出期限延長等の措置は実施いたしませんので御了承ください。

市立学童保育室を御利用の保護者におかれましては、児童の安全確保及び新型コロナウイルスの感染の拡大をより一層防止するとの観点から、引き続き、手洗い、マスク着用などの基本的な感染防止対策を徹底するとともに、児童及び御家族の方が体調不良（発熱、咳等の風邪症状、倦怠感などがある場合）の場合には、学童保育室の御利用を控えていただきますよう御協力お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症をとりまく状況は日々変化しております。今後、方針等の変更が生じた場合には、再度通知いたしますので御了承ください。

担当 川越市教育委員会教育財務課  
学童保育管理担当  
学童保育入室担当  
電話 049-224-5107